

学校規模適正化基本方針における適正化方法

基本方針における適正化の方法については、「地域の歴史や特性、地域のまとまり（支会・自治会）に配慮し、個々の状況に応じて、統合、通学区域の見直しなどを検討します」としており、具体的には「1 学校の統合」・「2 通学区域の見直し」・「3 通学区域の弾力化」・「4 小規模特別認定校制度」・「5 小・中学校一貫教育」としている。この中で、4の小規模特別認定校制度は通学区域の弾力化の手法の一つであり、5の小・中学校一貫教育については学校施設再編の基本的な考え方の中で、施設一体型を目指すこととしているため、1～3の方法について、以下に示す内容にて検討を行う。また、検討の順番については通学区域の見直しを第一として検討し、その後、通学区域の弾力化、学校の再編の順で検討を行う。なお、それぞれの方法を複合的に検討することも考慮する。

1 通学区域の見直し

通学区域に学校教育法施行令第5条にて「市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定すること」とされており、本市において「青梅市立学校の通学区域に関する規則」により、通学区域を定めている。

学校規模適正化基本方針では「通学区域の見直しは、通学区域と地域のまとまりに不整合が生じたり、小学校と中学校の通学区域が異なったりする弊害もあることから、検討に当たっては、通学路の安全、通学距離および隣接校の児童・生徒数、学校と地域とのこれまでの関係などに十分配慮します。」としている。

近年の通学区域の変更については、以下となる。

- ・昭和61年：第三小学校学区一部（塩船、大門の一部）を吹上小学校学区へ変更（第三小学校の大規模化解消対策）
- ・平成17年：新町小学区一部を霞台小学校区と若草小学校区へ変更、霞台小学校区一部を若草小学校へ変更（新町小学校の大規模化解消対策）
- ・平成23年：新町中学校区一部を泉中学校区へ変更（平成17年の小学校区の変更に伴い、中学校区の変更）

○ 通学区および町丁別児童数については【資料6-1】、【資料6-2】を参照

【適正化に向けた効果】

「青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱」にて指定校の変更が、「自宅から通学距離が最短の市立学校が指定校でない場合で、通学距離が最短の市立学校への通学を希望するとき。」としているため、通学区域の見直しを行った場合においても、結果的に距離が近い学校が選択されることが想定される。そのため、通学区域の見直しのみでは規模の適正化に至らない。

2 通学区域の弾力化

教育委員会が指定する学校「指定校」以外の学校への就学を可能とする制度

○ 青梅市の現状

「青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱」により所定の条件を満たし、「身体的理由による場合」、「家庭的事情による場合」、「市内転居による場合」、「地域的事業による場合」、「小規模特別認定校制度による場合」、「部活動の有無による場合」、「教育的配慮による場合」等の事由に該当する場合は指定校の変更が可能となる。

また、学校選択制の実施分類（右表）においては、特認校制による小規模特別認定校として、成木地区の成木小学校および第七中学校が指定されている。

【学校選択制の実施分類】

実施形態名称	内容
自由選択制	当該区市町村内の全ての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	当該区市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該区市町村内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

【適正化に向けた効果】

学校選択制のうち、「自由選択制」等を導入した場合、一部の学校に集中すること等が想定され、規模の適正化には至らないことが想定される。また、他の形態を導入しても通学区域の弾力化のみでは規模の適正化には至らないことが想定される。そのため、通学区域の弾力化のみでは規模の適正化には至らない。

3 学校の再編

各種計画における再編の位置付けは以下のとおりとなる。

○ 公共施設等総合管理計画

- ・ 地域性を勘案した統合や集約化・複合化による施設面積の縮減を検討し更新する。
- ・ 児童・生徒数や適正学級数などを勘案し、長期的に学校施設の統合等を検討する。

○ 学校規模適正化基本方針

- ・ 地域特性等に十分配慮し、保護者や地域の理解を得た上で、適正規模に満たない学校や隣接する学校について統合を検討する。
- ・ 統合を検討する場合、地理的な事情を考慮し、通学方法や児童の負担等を十分配慮し、通学可能なエリアとする。

【総合管理計画における複合化予定施設】

地域	小学校	中学校	市民センター
北部地域	第七小学校	第六中学校	小曾木市民センター
	成木小学校	第七中学校	成木市民センター
西部地域	第五小学校	西中学校	梅郷市民センター
	第六小学校		沢井市民センター

○ 学校再編における留意すべき点

(1) 長期的な視点(2059年)での児童・生徒数等の適正な規模の維持および老朽化対策

個別計画の計画期間となる2059年までを見て、適正な規模が維持または、対策により改善が図れるように検討する。

また、施設の老朽化状況に合わせて対応を検討する。

(2) 再編による通学可能エリアとしての学校配置

児童・生徒への負担を最大限考慮し、通学距離については、規模適正化基本方針にある、徒歩であれば小学校は概ね4km、中学校は概ね6km以内を基本として検討する。

また、公共交通の活用やスクールバスを導入するのであれば、小・中学校ともに通学時間は概ね1時間以内として検討する。

(3) 地域特性および地理的要因

地域としての学校の成り立ちや、位置付け、地理的要因を十分配慮する。

また、再編による就学校の変更など、児童・生徒への負担を軽減するように「気持ち」にも十分配慮する。

(4) 複合化可能施設と教育的効果

学校施設への他の公共施設等の複合化について、その実現可能性や児童・生徒への教育的効果等について検討する。